

厚生労働省

- 実践型地域雇用創造事業.....P.1
- 地域雇用開発助成金.....P.2
- 戦略産業雇用創造プロジェクト.....P.3
- 農林漁業就職総合支援事業.....P.4
- 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開P.5
- 地域若者サポートステーション事業.....P.6
- テレワーク普及促進対策.....P.7
- 救急医療体制の整備等.....P.8
- へき地保健医療対策事業.....P.10
- 医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金.....P.11
- 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度.....P.12
- 保育環境改善等事業.....P.13
- 全国ボランティア活動振興センター運営費.....P.14
- 地域福祉等推進特別支援事業.....P.15
- 安心生活基盤構築事業.....P.16
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金.....P.17
- 地域介護・福祉空間整備推進交付金.....P.18
- 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進.....P.19
- 高齢者地域福祉推進事業.....P.20
- 高齢者生きがい活動促進事業.....P.21

施策名	実践型地域雇用創造事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	6,725 (7,007)		
												公共	非公共					-	○
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		雇用保険法第62条第1項第5号及び第63条第1項第7号							
概要 (支援の仕組み等)	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託。																		
支援対象者 (実施主体)	地域雇用創造協議会(同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成)																		
支援内容 (単価・水準等)	【実施地域】 地域雇用開発促進法第6条に定める自発雇用創造地域(雇用創造に向けた意欲が高い地域) 【実施期間】 3年度内 【事業規模】 1地域あたり各年度2億円を上限とする。																		
想定する具体的な効果	地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた事業を独自の事業の実施が可能。 地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施することが可能。 ○ 雇用拡大メニュー(事業主向け) 新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図る ○ 人材育成メニュー(人材育成メニュー) 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図る ○ 就職促進メニュー 雇用拡大メニュー、人材育成メニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進を図る ○ 雇用創出実践メニュー 人材育成メニューで育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る																		
支援手続 (申請～交付決定)	○ 地域雇用創造協議会が事業構想を提案する。 ○ 国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果の高いものを選抜する。 ○ 都道府県労働局は選抜された協議会に事業を委託する。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ヘンション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室											電話(直通)		03-3593-2580					
URL	http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/																		

施策名	地域雇用開発助成金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	20,147 (11,405)									
					公共	非公共													
					-	○	-	-											
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活 性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)											
		①地域の主体的な取組みへの支援(担 い手育成、地域資源の活用等への支 援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			継続												
		日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)	根拠法令等	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第112条													
概要 (支援の仕組み 等)	地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、創業への支援を含 め、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主に対して助成を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	事業主																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>【地域雇用開発奨励金】 【実施地域】雇用開発促進地域等 【実施期間】1年ごとに3回の助成</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 【実施地域】沖縄県 【実施期間】1年間(対象労働者等の定着状況が特に優良な場合には2年間)</p> <p>【地域求職者雇用奨励金】(経過措置) 【実施地域】雇用開発促進地域等 【実施期間】1年ごとに3回の助成</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】(経過措置) 【実施地域】21道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐 賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)</p>																		
想定する具体的 効果	<p>【地域雇用開発奨励金】 事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成 ※ 計画書提出前日と比較した完了日時点における人数</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 ・計画日から完了日までの間(以下「計画期間」という。)において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県に居住する35歳未満の若年求職者(以下「沖 縄若年求職者」という。)を3人以上雇い入れた事業主に対し、賃金に相当する額の1/4(中小企業については1/3)を支給 ・計画期間に沖縄若年求職者に加え、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主に対し、当該新規学卒者に支払った賃金に 相当する額の1/3(1年間に限る。)を支給</p> <p>限度額:対象者一人につき、年間120万円</p> <p>【地域求職者雇用奨励金】(経過措置) 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(3人(創業事業主は2人)以上)及び設置・整備に要した費用に応じて、一定額を助成</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】(経過措置) 【支給額】 ※実施地域のうち下線を引いた10道県 ①創業支援金:対象経費(事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費)の1/2(雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円) ②雇い入れ助成金:一般被保険者1人当たり60万円 ※上記下線以外の11県 ①創業支援金:対象経費(事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費)の1/3 (雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円) ②雇い入れ助成金:一般被保険者1人当たり30万円</p>																		
支援手続 (申請～交付決 定)	<p>・計画書の認定申請を管轄都道府県労働局長に行う。</p> <p>・雇い入れが完了した後、支給申請を行う。</p>																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産 業、イ ノベーション	農林 水産業	食文 化・食 産業	6次産 業化	まちづく り地域 交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介 護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、 情報通 信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他
	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室						電話(直通)		03-3593-2580										
URL	http://www.mhlw.go.jp/bunva/kovou/pdf/chiiki-kovou_120427.pdf																		

施策名	戦略産業雇用創造プロジェクト													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	10,032 (4,114)
														公共	非公共				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		雇用保険法第62条第1項第5号及び第63条第1項第7号							
概要 (支援の仕組み等)	<p>リーマン・ショックやその後のグローバル化進展の中での国際競争の激化等は、地域の産業構造などの地域そのものの特性により、地域の雇用失業情勢に大きな影響を与えるに至っている。これを受けて、地域の産業政策の在り方を見直し、これに合わせた雇用対策を実施していく必要性に直面している地域も見受けられる。</p> <p>「戦略産業雇用創造プロジェクト」は、こうした地域の課題を解決し、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造の事業構想の提案の中から、コンテスト方式により、雇用創造効果が高いものを選抜し、当該事業の実施を主に人材面の補助をすることにより、地域における雇用創造の推進を図る</p>																		
支援対象者 (実施主体)	雇用情勢が厳しい地域であって、都道府県、市町村、労働局、民間企業、大学、訓練機関、経済産業局、金融機関等地域の関係機関の参集による協議会を設立し、自主的に地域で必要とする人材の育成、雇用創出につながる事業主への支援等の雇用対策を実施する都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	地域の雇用・産業政策に沿った雇用の創出及び求職者の就職並びに波及的な雇用創造を促進するため、都道府県が協議会の審議を経て事業構想を策定し、事業を実施するものとし、都道府県が事業を実施する場合に費用の8割を補助する(ただし、一部は費用の10割を負担する)。																		
想定する具体的効果	<p>以下のメニュー例のような事業構想を策定し、事業を実施することで、地域における雇用創造の推進を図る</p> <p>ア 地域マネジメント強化メニュー 地域の雇用創出に関するプロジェクトマネージャーや人材に関するコーディネーターの活動により地域内の状況を把握できるようにするほか、地域内での関係者のネットワークの構築、地域内の労働力の流動性を高める取組など、地域で雇用が創出されやすい環境を整えるための取組を実施。また、新たな技術開発・研究や内需の掘り起こしなど、専門的な技術・技能を有する人材を確保するための取組を実施。</p> <p>イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発、有休施設の活用等による事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組</p> <p>ウ 求職者向け人材育成メニュー 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の人材育成を図るための取組</p> <p>エ 指定事業主雇用助成メニュー 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発奨励金に上乗せする形で労働局を通じて助成を行う。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	都道府県から事業の提案を受け付け、第3者委員会の審査を経て、その中から地域の雇用創出効果が高いと見込まれる事業を選定																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て・女性・若者活躍促進	教育	ICT・情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室													電話(直通)		03-3593-2580			
URL	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/koyousouzou.html																		

施策名	農林漁業就職総合支援事業				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	786 (958)									
	公共	非公共			-	○					-	-							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		-	変更											
	-		○		-			-		変更									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-										
概要 (支援の仕組み等)	<p>【農林漁業就業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業相談員による就職相談や農林水産省等関係機関との連携による求人情報等の提供、合同企業面接会・ガイダンス等の実施。 ・農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワークに「農林漁業就職支援コーナー」を設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談等を実施。 ・農山村地域等からの出稼労働者についてもきめ細かな職業相談を実施するとともに、現地選考、説明会を開催する事業所への支援を実施する。 <p>【農林漁業職場定着支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人、林業事業体に対する雇用管理に関する相談・助言・指導等を実施。林業求職者に対しては、林業就業に懸かる基本的な知識の付与や実習を行う20日間程度の林業就業支援講習を実施。 																		
支援対象者 (実施主体)	農林漁業への就業を希望する者、農業及び林業事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	-																		
想定する具体的効果	-																		
支援手続 (申請～交付決定)	-																		
変更のポイント	被災地(岩手、宮城、福島)での事業(被災後、農業法人等へ就職した農漁業者への支援講習)を廃止。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、インベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	職業安定局 農山村雇用対策室						電話(直通)		03(3595)3298										
URL	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nouringyou/index.html																		

施策名	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	30,903の内数 31,788の内数			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続								
	-		○			-							根拠法令等 雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)													
概要 (支援の仕組み等)	離職者に対し、綿密なキャリアコンサルティング、多様な職業訓練機会の提供等、就職に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを、専門学校、事業主、事業主団体等様々な民間機関を活用するなど、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューの提供を通じ、早期就職促進を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	対象者:離職者等 委託・補助先:都道府県等 → 民間教育訓練機関等 ※ 都道府県等を通じ、民間教育訓練機関等に委託することにより離職者等に対する職業訓練を実施																		
支援内容 (単価・水準等)	○求職者を対象とした綿密なキャリアコンサルティング等の支援 ○訓練コースの種類 (1)知識習得コース 求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コース (2)実践的人材育成コース 企業等において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す訓練コース (3)資格取得コース 介護福祉士等の資格の取得を目的とした訓練コース (4)母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース 配偶者等からの暴力により、精神的なダメージ等を負った母子家庭の母等に対する情報通信分野の基礎力に係る訓練コース (5)刑務所出所者向け職業訓練コース 刑務所出所者に対する農作業等に係る訓練コース (6)定住外国人向け職業訓練コース 定住外国人向け職業訓練コース (7)委託訓練活用型デュアルシステムコース 座学と職場実習をを組み合わせ合わせた訓練コース ○訓練受講生に対する早期就職支援等																		
想定する具体的効果	様々な民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施することで、地域における多様な人材ニーズに機動的に対応した職業能力開発機会の提供が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	公共職業安定所求職者(離職者)を対象とし、職業相談を通じて公共職業訓練の受講が必要と公共職業安定所長が認めた場合に、公共職業安定所長の受講あっせんにより受講することができる。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育			ICT、情報通信	コンテンツ
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	職業能力開発局能力開発課										電話(直通)		03-3502-6957						
URL	http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/risyoku/index.html																		

施策名	若者育成支援事業(地域若者サポートステーション事業)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算) (5,975) ※平成24年度補正予算で措置	3,463 ※平成25年度補正予算で措置								
											公共	非公共	-	-										
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)													
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										継続													
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等			
35頁最終行~36頁1行目										16頁 15~16行目					-					-				
概要 (支援の仕組み等)	ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により地域若者サポートステーションを設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、自立に向けた各種支援プログラム、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導など、多様な就労支援メニューを提供する。																							
支援対象者 (実施主体)	支援対象者:ニート等の若者 実施主体:NPO等の民間団体																							
支援内容 (単価・水準等)	○サポステ相談支援事業 キャリア・コンサルタント等による相談や地域の若者支援機関によるネットワークを活用した関係機関への誘導等の実施 ○サポステ・学校連携推進事業 中退者等に支援の実施、サポステと学校等による中退者情報の共有 ○若年無業者等集中訓練プログラム事業 合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習(OJT訓練)、資格取得支援等を集中的に実施																							
想定する具体的効果	無業の状態にある者の職業的自立を支援するために、社会人、職業人としての基本的な能力等の養成に加え、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援を、各人の置かれた状況に応じて、個別に行い、また、継続的に行うことによって、若者の職業的自立支援の取組を促進していく。																							
支援手続 (申請~交付決定)	事業実施希望者から企画書により応募。その後、厚生労働省において企画競争審査を実施し、厚生労働省によって認定。事業実施者に対して、緊急人材育成・就職支援基金から事業費を給付。																							
変更のポイント																								
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																			
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT パーク	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他					
○ ○ - - - - - - - - - - - - - ○ - - - - -																								
省庁名	厚生労働省																							
担当課室	育成支援課キャリア形成支援室										電話(直通)			03-3502-8931										
URL	http://www.neet-support.net/																							

施策名	テレワーク普及促進対策										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	593 (27)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						変更					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—							
	33ページ 下から4行目		16ページ 3、4行目		—														
概要 (支援の仕組み等)	<p>高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進。 具体的には、以下の施策を実施することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p> <p>①テレワーク・セミナーの開催 ②テレワーク相談センターの設置、訪問コンサルタントの実施 ③在宅勤務モデル実証事業の実施 ④職場意識改善助成金(テレワークコース)の新設</p>																		
支援対象者 (実施主体)	事業者・労働者等(①～③受託事業者経由、④は厚生労働省)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①テレワーク・セミナーの開催:労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について、関心のある企業等へ広く周知するためのセミナーを開催。また、総務省が開催するICT技術のためのセミナーとも連携。</p> <p>②テレワーク相談センターの設置:テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置すること等によってきめ細かに相談に対応。テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施するICT技術のためのコンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。</p> <p>③在宅勤務モデル実証事業の実施:総務省と連携して、育児等との両立を図るため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、モデルを構築するなどして、その成果を普及する。</p> <p>④職場意識改善助成金(テレワークコース)の新設:職場意識改善助成金にテレワークコースを新設し、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークに取り組む企業に対して導入経費等の一部を助成。</p>																		
想定する具体的な効果	<p>①テレワーク・セミナー:テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等が解決される。</p> <p>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント:テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等が解決される。</p> <p>③在宅勤務モデル実証事業:週1日以上終日在宅テレワークのモデルを業種・職種・職制・規模別に構築することで、企業における導入が促進される。</p> <p>④職場意識改善助成金(テレワークコース):テレワーク導入経費等の一部が助成されることで、適切な労働条件下でテレワークが普及することが期待される。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①テレワーク・セミナー:参加希望者は、テレワーク・セミナー事業受託業者にEメール・FAX等で申し込むことにより参加できる。</p> <p>②テレワーク相談センター:相談者は、テレワーク相談センターに訪問、電話(フリーダイヤル)・Eメール等で相談することができる。</p> <p>③在宅勤務モデル実証事業:厚生労働省、総務省において在宅勤務モデルを構築して、企業等に周知する。</p> <p>④職場意識改善助成金(テレワークコース):テレワーク相談センターを経由して厚生労働大臣に申請し、支給要件を満たす場合に利用できる。</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT/ヘルソシ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	○
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	労働基準局労働条件政策課										電話(直通)		03-3502-1599						
URL	http://www.tw-sodan.jp/																		

施策名	救急医療体制の整備等											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,100の内数 (22,700の内数)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備							継続				
	一部○	—			—			○					—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—							
67ページ 11行	—			—					—		—								
概要 (支援の仕組み等)	地域における救急医療体制の確保と安心して出産に臨める医療環境の実現に向けた体制の整備を図るための補助金であり、都道府県が行う事業に対し財政支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	別紙1参照																		
支援内容 (単価・水準等)	運営事業に対する支援(補助率は別紙1を参照)																		
想定する具体的効果	救急医療や周産期医療は、国民が安心して暮らしていく上で、欠かすことのできないものである。救命救急センターや周産期母子医療センター等に財政支援することにより、効果としては、 ○救急医療体制、周産期医療体制の充実強化が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	① 都道府県が国に事業計画を提出する。 ② 国が提出された事業計画を審査した上で都道府県に交付額の内示を行う。 ③ 都道府県が交付申請書を提出する。 ④ 国が提出された交付申請書を審査した上で都道府県に対し交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課救急・周産期医療等対策室											電話(直通)		03-3595-2194					
URL	—																		

	事業名	交付先	補助率
1	小児初期救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
2	共同利用型病院運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
3	ヘリコプター等添乗医師等確保事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
4	救急医療専門領域医師研修事業	都道府県（委託を含む）	1/2
5	救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者〈公立分除く〉）	1/3
6	救急医療情報センター	都道府県（委託を含む）	1/3
7	小児救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
8	ドクターヘリ導入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
9	救急救命士病院実習受入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
10	自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業	都道府県（委託を含む）	1/2
11	救急患者退院コーディネーター事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
12	周産期医療対策事業	都道府県	1/2、1/3
13	周産期母子医療センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）	1/3
14	地域療育支援施設運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
15	日中一時支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
16	救急・周産期医療情報システム機能強化事業	都道府県（委託を含む）	1/2

施策名	へき地保健医療対策事業															予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,798 (3,697)
	公共	非公共	—	○	—	—															
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策															(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)															②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	—															—		○		—	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)					骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—			
概要 (支援の仕組み等)	へき地診療所、巡回診療等の事業を実施し、山村、離島等の住民の医療を確保を図るための補助金であり、都道府県を通して各事業者からの申請に基づき補助を行っている。																				
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、事業者																				
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> へき地医療支援機構の運営事業に対する補助(補助率:1/2) へき地医療拠点病院群の運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3) 巡回診療の運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3、3/4) へき地保健医療情報システム運営事業に対する補助(補助率:1/2、1/3、2/3) 産科医療機関の運営事業に対する補助(補助率:1/2) へき地患者輸送車(艇)の運行支援に対する補助(補助率:1/2) 																				
想定する具体的効果	<p>へき地医療対策については、昭和31年から5年毎に「へき地保健医療計画」を策定し、様々な対応を行ってきている。その結果、無医地区等は減少しているものの、山間部などのへき地においては、より高齢者の割合が高く、医療需要が増している状況にあり、引き続きへき地保健医療対策が重要になっている。へき地保健医療対策事業の効果としては、</p> <p>○へき地における医療提供体制の確保が期待できる。</p>																				
支援手続 (申請～交付決定)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 補助事業者が都道府県へ交付申請を行う。 ② 都道府県は①を取りまとめ、国へ交付申請を行う。 ③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</p>																				
変更のポイント	—																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—		
省庁名	厚生労働省																				
担当課室	医政局指導課救急・周産期医療等対策室															電話(直通)		03-3595-2194			
URL	—																				

施策名	医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,016 (1,040)			
	公共	非公共	○	○	—	—													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—	
	—										—			—					
概要 (支援の仕組み等)	医療の提供を行う施設等の建物、医療機器等の整備を実施し、住民の医療の確保を図るための補助金であり、都道府県を通して各事業者からの申請に基づき補助を行っている。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院群施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3、3/4) ・研修医のための研修施設整備に対する補助(補助率:1/2) ・臨床研修病院施設整備に対する補助(補助率:1/2) ・医師臨床研修病院研修医環境整備に対する補助(補助率:1/3) ・離島等患者宿泊施設施設・設備整備に対する補助(補助率:1/3) ・産科医療機関施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2、1/3) ・遠隔医療設備整備に対する補助(補助率:1/2) ・臨床研修病院支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2) ・へき地・離島診療支援システム設備整備に対する補助(補助率:1/2) ・死亡時画像診断システム施設・設備整備に対する補助(補助率:1/2) ・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業(補助率:1/2) 																		
想定する具体的効果	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するものであり、効果としては、 ○へき地における医療提供体制の確保等が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。 ② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。 ③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。 ④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。 ⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課救急・周産期医療等対策室										電話(直通)		03-3595-2194						
URL	—																		

施策名	医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	60,244 0		
	公共		非公共		-		○		-		○								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	-											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		○			
	-											-		-		根拠法令等		※第186回国会に提出している 医療介護総合確保推進法案の成 立が前提	
概要 (支援の仕組み 等)	消費税増収分等を財源として活用して、都道府県に基金を創設し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために財政支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県																		
支援内容 (単価・水準等)	①病床の機能分化・連携のために必要な事業 ②在宅医療・介護サービスの充実のための事業 ③医療従事者等の確保・養成のための事業 ※介護については平成27年度から実施																		
想定する具体的 効果	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善等が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決 定)	国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。 ② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。 ③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。 ④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。 ⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	医政局指導課医師確保等地域医療対策室											電話(直通)		03-3595-2194					
URL	-																		

施策名	保育環境改善等事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	140 (137)									
	公共	非公共																							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)									
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進						③地域の生活や産業の基盤整備								
	○										-					-					継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等				
34ページ 11行										29ページ 8行					-										
概要 (支援の仕組み等)	保育サービス等の推進のため、利便性の高い場所にある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な準備経費を助成。																								
支援対象者 (実施主体)	市区町村又は保育所を運営する者																								
支援内容 (単価・水準等)	○ 補助率1/3(都道府県1/3、市町村1/3、指定都市等2/3) ○ 補助単価(1事業当たり年額)基本改善事業 7,200千円 環境改善事業 1,029千円																								
想定する具体的効果	利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上が図られることとなる。																								
支援手続 (申請～交付決定)	補助金交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○厚生労働省より、交付要綱等の発出 ○都道府県(管内市町村取りまとめ)、指定都市、中核市より、交付申請書を厚生労働省へ提出 ○厚生労働省より、都道府県、指定都市、中核市に対して交付決定																								
変更のポイント	-																								
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																				
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他					
○ ○ - - - - - - - - - - - - ○ - - - - -																									
省庁名	厚生労働省																								
担当課室	雇用均等・児童家庭局保育課										電話(直通)		03-3595-2542												
URL	-																								

施策名	全国ボランティア活動振興センター運営費														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	35 (34)
															公共	非公共				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	-		○			-				-										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-								
概要	<p>全国ボランティア・市民活動振興センター(全国社会福祉協議会内)において、ボランティア活動推進国民会議の開催や全国ボランティアフェスティバルの開催、広報・啓発活動事業、市区町村のボランティアセンター等に対する情報提供事業を実施。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	全国社会福祉協議会																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>平成26年度予算 全国ボランティア活動振興センター運営事業費 34,835千円 補助率:10/10</p>																			
想定する具体的効果	<p>全国的なボランティア・市民活動関係者の情報交換、研鑽をととした活動の質的向上。 一般国民に対するボランティア・市民活動のPRや普及、啓発をととした活動者の裾野の拡大。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	-																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT パーソナル	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	厚生労働省																			
担当課室	社会・援護局 地域福祉課														電話(直通)		03-3595-2615			
URL	-																			

施策名	地域福祉等推進特別支援事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000の内数 (25,000の内数)
	公共	非公共	-	○	-	-														
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策														(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備						継続					
(該当ページ、行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)				骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等		-			
	-				-				-						-		-			
概要	<p>本事業は、平成25年度より「安心生活基盤構築事業」実施に向けた準備事業として位置づけるとともに、近年課題となっている熱中症対策(猛暑、節電時)、災害時要援護者支援対策など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取組への支援を行う。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>平成26年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 補助率: 国1/2、都道府県(市町村)1/2</p>																			
想定する具体的効果	<p>住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら安心して生活できる基盤を構築に資する。さらに近年課題となっている熱中症対策などを実施することで、地域福祉活動の推進に資する。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①5月末までに厚生労働省に交付申請書を提出 ②厚生労働省は、上記①の内容を審査の上、交付決定</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー		その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
省庁名	厚生労働省																			
担当課室	社会・援護局 地域福祉課														電話(直通)		03-3595-2615			
URL	-																			

施策名	安心生活基盤構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	15,000の内数 (25,000の内数)			
	公共		非公共		-		○		-		-								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	-		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-							
	-		-			-				-		-							
概要	<p>住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会との繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。さらに分野横断的な相談支援や権利擁護の推進の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県、市区町村、都道府県・指定都市社会福祉協議会																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>平成26年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 補助率:10/10又は国1/2、都道府県・指定都市1/2</p>																		
想定する具体的 効果	住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら安心して生活できる基盤を構築に資する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①5月末までに厚生労働省に交付申請書を提出 ②厚生労働省は、上記①の内容を審査の上、交付決定</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	社会・援護局 地域福祉課												電話(直通)		03-3595-2615				
URL	-																		

施策名	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,600 (4,015)																		
											公共	非公共																						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)													
	①地域の主体的な取組への支援(若い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進										③地域の生活や産業の基盤整備		継続											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等		地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 (平成元年法律第64号)	
	-										-										-		○											
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域における効率的な介護サービス基盤の整備を推進するため、市町村における先進的な取組みや、地域包括ケア体制の構築にかかる計画的な施設の整備に要する経費を補助する。</p> <p>市町村(特別区を含む。)は、市町村全域を単位として、毎年度、市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事业等整備計画」及び既存の介護療養病床を老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設等転換整備計画」を策定することができる。市町村は、当該整備計画を国に提出し、国は、受理した整備計画を審査の上、予算の範囲内で採択し、計画を採択した市町村に対して交付金を交付する。</p>																																	
支援対象者 (実施主体)	市町村																																	
支援内容 (単価・水準等)	<p>以下の事業について、施設の整備に要する費用を補助する。</p> <p>○緊急ショートステイの整備事業 1,090千円×整備床数</p> <p>○都市型軽費老人ホーム整備事業 1,640千円×整備床数</p> <p>○施設内保育施設整備事業 10,900千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数</p> <p>○市町村提案事業 30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数</p> <p>○小規模な養護老人ホーム整備事業 2,190千円×整備床数</p> <p>○地域支え合いセンター整備事業 (創設)30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数 (改修) 6,500千円×施設数</p> <p>○介護療養型医療施設等転換整備事業 (創設)1,860千円×転換床数 (改築)2,300千円×転換床数 (改修) 930千円×転換床数</p>																																	
想定する具体的効果	各市町村が、その裁量により、地域の実情に合わせて、自主性を生かしながら整備計画を策定することにより、当該地域に必要な介護サービス基盤等を効率的に整備することができる。																																	
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①市町村において、先進的事业整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画を策定。</p> <p>②市町村は、都道府県を経由して、当該整備計画を国に提出。</p> <p>③国において、整備計画を受理し、審査。</p> <p>④配分基礎単価に基づき、交付額を算定の上、各市町村に交付。</p>																																	
変更のポイント	-																																	
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																													
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、ITベンジョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他															
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
省庁名	厚生労働省																																	
担当課室	老健局高齢者支援課														電話(直通)		03-3595-2888																	
URL	-																																	

施策名	地域介護・福祉空間整備推進交付金				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	800 (1,110)									
					公共	非公共													
						-	○	-	-										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		地域における公的介護施設等の 計画的な整備等の促進に関する 法律(平成元年法律第64号)									
	-		-		-			-											
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費を補助する。市町村(特別区を含む。)は、住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。市町村は、当該整備計画を国に提出し、国は、受理した整備計画を審査の上、予算の範囲内で採択し、計画を採択した市町村に対して交付金を交付する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	市町村																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>以下の事業について、事業の導入に必要な設備やシステムに要する費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 10,290千円 ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円 ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円 ○複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,090千円 ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,090千円 ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 309千円(1床当たり) ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 155千円(1床当たり) ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円 																		
想定する具体的効果	各市町村が、その裁量により、地域の実情に合わせて、自主性を生かしながら整備計画を策定することにより、当該地域に必要な介護サービス基盤等を効率的に整備することができる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①市町村において、面的整備計画を策定。</p> <p>②市町村は、都道府県を經由して、当該整備計画を国に提出。</p> <p>③国において、整備計画を受理し、審査。</p> <p>④配分基礎単価に基づき、交付額を算定の上、各市町村に交付。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介 護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、 情報通 信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	老健局高齢者支援課						電話(直通)			03-3595-2888									
URL	-																		

施策名	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 下段:前年度当初予算	(1)2,600 (2)800 (3)1,491			
											公共	非公共	-	-		(1)4,015 (2)1,110 (3)1,590			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				(1)(2)○					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)			骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		(1)(2) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号) (3) ○ 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱(平成15年6月9日厚生労働省発老第0609001号事務次官通知) ○ 老人保健健康増進等事業実施要綱(平成15年5月21日老発05211001号老健局長通知)						
概要 (支援の仕組み等)	(1)(2) 地域再生計画と連携して、(1)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における、高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービス等の拠点を整備する事業及び(2)地域介護・福祉空間整備推進交付金における、高齢者と子どもとの共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業を実施するに当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについて、一定程度配慮する。 (3) 認定地域再生計画を踏まえ、地方の大学と連携し、高齢者保健福祉の増進の観点から介護サービスの充実や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業を老人保健健康増進等事業にて実施する場合、事業の採択に当たり一定程度配慮する。																		
支援対象者 (実施主体)	(1)(2)市町村 (3)都道府県、市町村、厚生労働大臣が特に必要と認めた法人																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)以下の事業について、施設の整備に要する費用を補助する。 ○緊急ショートステイの整備事業 1,090千円×整備床数 ○都市型軽費老人ホーム整備事業 1,640千円×整備床数 ○施設内保育施設整備事業 10,900千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数 ○市町村提案事業 30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数 ○小規模な養護老人ホーム整備事業 2,190千円×整備床数 ○地域支え合いセンター整備事業(創設)30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額×施設数(改修)6,500千円×施設数 ○介護療養型医療施設等転換整備事業(創設)1,860千円×転換床数(改築)2,300千円×転換床数(改修)930千円×転換床数 (2)以下の事業について、事業の導入に必要な設備やシステムに要する費用を補助する。 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 10,290千円 ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円 ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円 ○複合型サービス事業等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,090千円 ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,090千円 ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円(1床当たり) ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 155千円(1床当たり) ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円 (3) ○定額補助(10/10) ○交付基準額は1事業あたり2,000万円以内																		
想定する具体的効果	(1)(2) 各市町村が、その裁量により、地域の実情に合わせて、自主性を生かしながら整備計画を策定することにより、当該地域に必要な介護サービス基盤等を効率的に整備することができる。 (3) 高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関する先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	(1)(2) ①市町村において、(1)については先進的事業整備計画又は介護療養型医療施設転換整備計画を、(2)については面的整備計画を策定。 ②市町村は、都道府県を経由して、当該整備計画を国に提出。 ③国において、整備計画を受理し、審査。 ④配分基礎単価に基づき、交付額を算定の上、各市町村に交付。 (3) 補助を受ける手順は、以下のとおり。 ①厚生労働省ホームページにて公募 ②地方公共団体等が実施計画書(国庫補助協議書)を提出 ③実施要綱に基づく「老人保健健康増進等事業評価委員会」を開催し、当該委員会が提出のあった事業計画を評価 ④③の評価結果を受け、厚生労働大臣が予算の範囲内で補助金の交付を決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化、食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
省庁名	厚生労働省																		
担当課室	(1)(2)老健局高齢者支援課 (3)老健局総務課										電話(直通)		(1)(2)03-3595-2888 (3)03-3591-0954						
URL	(3) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/kaigo_kourseisha/topics/tp130319-1.html																		

施策名	高齢者地域福祉推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	2,710 (2,760)					
	公共		非公共																		
	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
施策の位置 付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進						③地域の生活や産業の基盤整備				
	○										-					-					継続
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等
68ページ 2-4行										27ページ 7-11行					-						
概要 (支援の仕組み等)	老人クラブ等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的とし、老人クラブ等が行う各種事業に対して助成を行う。 【補助対象事業】 ①老人クラブ事業 老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブが行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び老人クラブが行う活動に対し中核市が行う助成事業。 ②市町村老人クラブ連合会事業 市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び中核市老人クラブ連合会が行う活動に対し中核市が行う助成事業。 ③都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業。 ④その他事業 高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに、社会参加の促進を目的とするなど都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業について、都道府県老人クラブ連合会が行う事業に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し、指定都市が行う助成事業。																				
支援対象者 (実施主体)	都道府県、指定都市、中核市																				
支援内容 (単価・水準等)	【補助率】 1/2(指定都市及び中核市が行う老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業は1/3) 【具体的内容】 ①老人クラブ事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ②市町村老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ③都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ④その他事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料																				
想定する具体的効果	本事業は老人クラブ等の活性化を図り、もって高齢者の生きがいや健康づくりを推進するものであるため、介護予防効果が期待できるほか、老人クラブが友愛訪問、ボランティア活動、世代間交流活動を行うことにより、地域の活性化も期待できる。																				
支援手続 (申請～交付決定)	①各老人クラブ・老人クラブ連合会は、実施主体が定める補助金交付要綱に基づき、実施主体の長が定める日までに交付申請を行う。 ②実施主体は各老人クラブ・老人クラブ連合会の申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。 ③実施主体は厚生労働省が定める補助金交付要綱に基づき、厚生労働大臣が定める日までに交付申請を行う。 ④厚生労働省は実施主体の申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。																				
変更のポイント	-																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コ ミュニ ティ	観光、 地域間 交流	地域文 化の保 護	地域医 療、福 祉・介 護	子育て、 女性・若 者活躍 促進	教育	ICT、 情報通 信	コンテ ンツ	環境・ エネル ギー	その他		
○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-			
省庁名	厚生労働省																				
担当課室	老健局振興課										電話(直通)		03-3595-2889								
URL	-																				

施策名	高齢者生きがい活動促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	10 (47)																													
	公共		非公共		税制		法制度		予算額																																				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)																								
	○										-											継続																							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)										地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)										根拠法令等	介護保険事業費補助金交付要綱													
	68ページ 2-4行										27ページ 7-11行										-																								
概要 (支援の仕組み等)	<p>企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつなげる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤の整備となるモデル的な活動の立ち上げを支援する。</p>																																												
支援対象者 (実施主体)	市町村																																												
支援内容 (単価・水準等)	<p>先駆的な取組を全国に普及するためのモデル的な事業の立ち上げ費用に対する補助。</p> <p>【補助率】 定額(各都道府県で1カ所程度。1カ所あたり1百万円×47カ所) ※ハード整備が必要な場合は、別途「地域支え合いセンター」の整備費の活用が可能。</p> <p>【事業例】 ・単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の生活支援有償ボランティア活動 ・その他、地域のニーズに応じた高齢者の社会参加、生きがいづくりに資する活動</p>																																												
想定する具体的効果	<p>今後の我が国では、少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる。また、地域社会においては、単身高齢者や高齢者のみの世帯、要介護高齢者、認知症高齢者の増加に伴い、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっている。特に、予防や生活支援のサービスについては、民間事業者の他、地域住民の支え合いによるサービス基盤にも期待が高い。</p>																																												
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①実施主体は介護保険事業費補助金交付要綱に基づき、都道府県を通して、厚生労働大臣が定める日までに交付申請を行う。 ②厚生労働省は都道府県の申請に対し、介護保険事業費補助金の交付決定を行い、その後概算払いを行う。</p>																																												
変更のポイント	-																																												
分類 (該当に○印)	地域類型の区分										施策類型の区分																																		
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																										
																				○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-							
省庁名	厚生労働省																																												
担当課室	老健局振興課															電話(直通)		03-3595-2889																											
URL	-																																												